

最高裁秘書第1557号

令和7年5月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、  
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

偶発債務（係属中の訴訟等）集計表（令和4年度）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年6月28日付け（同年7月2日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第25号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）